

指定管理者の指定

提案された30施設のうち29施設の指定管理者の指定に関する議案を可決しましたが、大村市斎場についての議案を否決しました。指定管理者候補者の選定についての問題が明らかになりました。

※各施設の指定管理者については市政だより、市ホームページをご覧ください。

◆指摘した主な問題

○選定審査会の委員について

指定管理者候補者の選定にあたり、民間有識者等で構成する選定審査会において応募団体の申請書類やプレゼンテーションなどを基に評価され、その選定結果を受けて市が候補者を決定します。しかし、適切な評価をすることができると思われる施設に熟知した利用者等が委員に選ばれていないなど、審査の妥当性に疑問が残りました。

○募集要項に沿っていない申請書の受理と候補者の選定

募集要項に沿っていない申請書が受理され、しかもその申請をした事業者が候補者に選定されていました。

○選定の基準について

応募者の評価において、数項目の観点から評価が付けられますが、指定管理者制度の意図する管理経費の縮減の項目における配点に疑問があることや、また、募集時には審査基準の配点が事前に示されていませんでした。

以上のことから、制度の本来の趣旨に沿った適正な運用がなされるよう次のとおり決議しました。

決議

指定管理者候補者の選定に関する決議

来年3月末の指定期間の満了に伴い今定例会には、平成18年度に指定管理者制度を導入した施設のうち、30施設について、指定管理者の指定に関する議案が提案された。

これを受け、議会では、施設の管理経費の縮減や市民サービスの向上という制度の趣旨を十分に踏まえ、制度を推進する立場から、市当局に説明を求めるとともに、その考え方をただすなど、慎重かつ徹底した審議を行ったところである。

しかしながら、今回提案があった施設の一部においては、

1 その意見が最も反映されるべき当該施設の利用者を選定審査会の委員に選任していないこと。

2 管理経費について、募集要項では参考金額以内で事業計画等を作成するよう指示をしているにもかかわらず、参考金額を超える申請書を受理し、選定審査を行っていること。

3 選定審査会における審査基準の配点が事前に公表されていないこと。

など、候補者の選定手続きに関する問題点が審議の過程で明らかとなった。制度の適正な運用に当たっては、公正性・公平性を確保した上で候補者の選定を行うことが不可欠であり、この

ことは、施設の利用者や応募団体に対する配慮に欠けた選定手続であると言わざるを得ない。また、平成17年12月

定例会における決議によって議会が求めた、制度の本来の趣旨に沿った適正な運用がなされているとは言い難い状況である。

よって、市当局においては、公募・非公募の基準や公募の時期、議会への提案時期など指定管理者候補者の選定のあり方について改めて検証するとともに、指定管理者制度が本来の趣旨に沿って適正に運用されるよう強く求めるものである。

以上、決議する。

指定管理者制度とは

これまで、市に代わって公の施設の管理運営を行うことが出来る団体は、市の外郭団体などの公共的団体に限られていましたが、平成15年に地方自治法の改正に伴い指定管理者制度が創設され、これにより、従来の公共的団体に加え、民間企業やNPO法人などの団体にも、施設の管理運営を委ねることが出来るようになりました。

大村市では平成18年度から59施設（平成20年度まで3施設を追加。）について、指定管理者制度を導入しています。

民間事業者の能力や経営ノウハウを活用することにより、施設の利用条件の改善や管理経費の縮減など効率的に施設を運営し、多様な市民ニーズに対応する等の効果が期待されています。

指定管理者は議会の議決を経て指定されます。詳しい内容は、市ホームページに掲載している「指定管理者制度の適正運用に関する基本方針」をご覧ください。

募集から指定までの流れ

① 提案の募集

- ・ 募集開始（公告）：6月下旬
- ・ 募集要項に対する質問書の提出（公告後2週間程度）
- ・ 現場説明会の開催
- ・ 質問書に対する回答：7月中旬
- ・ 提案書の締め切り：7月下旬

② 選定審査会へ仮協定の締結

- ・ 書類審査：8月上旬
- ・ 提案説明会（プレゼン）：8月下旬
- ・ 候補者の選定：8月下旬
- ・ 候補者の決定：9月上旬
- ・ 仮協定に関する協議：9月中旬
- ・ 仮協定の締結：10月中旬

③ 議会の議決

- ・ 指定に関する議案の上程：12月上旬
 - ・ 指定に関する議案の議決：12月下旬
- ※ここで議会が関与します。

④ 指定し本協定の締結し業務開始

- ・ 指定管理者の指定：12月下旬
- ・ 本協定に関する協議：1月上旬
- ・ 本協定の締結：1月下旬
- ・ 年度協定の締結：3月下旬
- ・ 指定管理者による管理運営の開始：4月1日